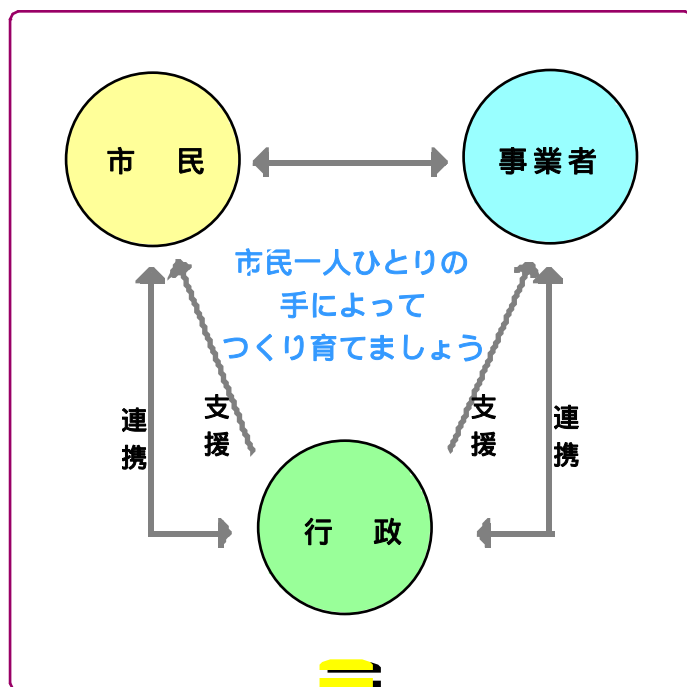


## 秋田市都市景観条例

私たちの共有財産である優れた都市景観を、市民一人ひとりの手づくり育てていくため、市民の主体的な取り組みを支援していくための制度や取り組みなどを定めています。



### 【都市景観形成】

#### 優れた都市景観の創造と保全

##### 大規模行為の届出制度

大規模な建築行為などは、周囲の都市景観に大きな影響を与えるため、あらかじめ届出をしていただき、必要な誘導などを行います。

##### 都市景観を阻害する要因に対する措置

建築物や広告物などが、都市景観形成を著しく阻害するような場合、所有者などに対し、改善などの協力を要請します。

##### 都市景観地区

優れた都市景観を創造し、保全していくことが特に必要な地区を「都市景観地区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行います。

市民は、一定の地区を「都市景観地区」に指定するよう市長に求めることができます。

秋田市では、『川反地区』を都市景観地区に指定しています。

##### 都市景観市民協定の認定制度

一定の区域内の土地を所有する人などは、建築物の色彩や看板のデザインなど都市景観形成に必要な事項について協定を締結し、都市景観市民協定として認定を受けることができます。

##### 表彰と支援

良好な都市景観形成を促進するため、都市景観形成に貢献している人や団体を表彰します。また、都市景観市民団体などが行う都市景観形成のための活動などを支援します。